



公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

いなべ市新斎場建設に係る事業者選定支援業務に係る受託者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施する。

令和 8 年 6 月 15 日

いなべ市長 日 沖



1 業務概要

- (1) 事業名 令和 8 年度市単独事業
- (2) 業務番号 い環政役第 7 号
- (3) 業務名 いなべ市新斎場建設に係る事業者選定支援業務
- (4) 履行場所 いなべ市役所
- (5) 業務内容 次に掲げる業務とし、詳細は仕様書のとおりとする。
 - ア 事業者選定支援
 - イ 有害物質調査
- (6) 履行期間 契約締結の日から令和 10 年 3 月 24 日(金)までとする。

2 参加資格

いなべ市新斎場建設に係る事業者選定支援業務（以下「本業務」という。）の本プロポーザルに参加する者は、公告の日から令和 8 年 6 月 29 日（月）までの間において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 参加者の要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- イ いなべ市入札参加資格者名簿において、業種「計画策定・コンサルティング」業種細目「公共事業相談業務」及び「公共事業企画提案」に登録されている者であること。
- ウ いなべ市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 21 年いなべ市告示第 103 号）第 4 条第 1 項の規定による入札参加資格停止措置を受けている期間中でない者であること。
- エ 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な

者でないこと。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 28 年いなべ市告示第 119 号）別表第 2 に規定する要件に該当する者でないこと。

キ 平成 28 年度以降に、地方公共団体又は一部事務組合が発注する火葬場の新設に係る事業者選定支援業務（以下「同種業務」という。）を元請けとして履行実績があること（参加申込書提出時点において業務が完了しているものに限る）。

(2) 配置技術者の要件

次の各号に掲げる全ての技術者を配置し、当該技術者は当該各号に定める要件を満たすものとする。この場合において、当該技術者は 3 か月以上の恒常的な雇用関係にある自社の社員とする。

ア 管理技術者

技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環（廃棄物管理、廃棄物処理及び廃棄物管理計画を含む））の資格を有していること。

イ 照査技術者

技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環（廃棄物管理、廃棄物処理及び廃棄物管理計画を含む））の資格を有していること。

なお、照査技術者は管理技術者を兼ねることができない。

ウ 担当技術者

1 級建築士の資格を有する者で、かつ、平成 28 年度以降に地方公共団体又は一部事務組合が発注する火葬場の新設に係る事業者選定業務の履行実績を有していること。

有害物質調査については、技術士（建設部門：建設環境）の資格を有する者が行うこととする。

なお、担当技術者は管理技術者及び照査技術者を兼ねることができない。

3 本プロポーザル参加者の選定基準（一次審査）

一次審査は、上記 2 の参加資格を満たす者のうち、平成 28 年度以降における同種業務の履行実績数が多い順に最大 3 者を選定する。ただし、履行実績数が同数である者が複数ある場合は、直近 3 件分の履行実績の合計契約金額が高い順に選定する。

選定の結果は、書面にて通知する。

4 審査及び選定（二次審査）

二次審査は、本業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次に掲げる評価項目について審査を行い、評価合計点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定するものとする。

(1) 業務実績能力評価

- ア 業務実績
- イ 実施体制

(2) 企画提案能力評価

- ア 実施方針
- イ 実施方法及び実施スケジュール
- ウ 事業内容の理解
- エ 事業課題とその解決策
- オ 専門性
- カ コミュニケーション

(3) 見積金額評価

- ア 提案価格

5 手続等

(1) 担当部局

〒511-0498 三重県いなべ市北勢町阿下喜 31 番地
いなべ市役所 環境部 環境政策課
電話 0594 (86) 7812 ファクシミリ 0594 (86) 7862
電子メールアドレス k-seisaku@city.inabe.mie.jp

(2) 仕様書等の閲覧方法及び閲覧期間

ア 閲覧方法

仕様書等は、いなべ市ホームページからダウンロードすること。

いなべ市ホームページの入札契約情報

(<https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/1014748.html>)

イ 閲覧期間

公告の日から令和8年6月29日（月）午後4時までとする。

(3) 参加申込書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和8年6月29日（月）午後4時

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出方法

本プロポーザル様式集の様式1から5までを持参又は簡易書留により郵送にて提出すること。

持参の場合は、いなべ市の休日を定める条例（平成15年いなべ市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

郵送の場合は、提出期限までに必着とする。また、発送前に担当部局へ電話連絡すること。

エ 提出部数

1部

(4) 公告の内容についての質問書の提出期限、提出場所、提出方法、回答日等

ア 提出期限

令和8年6月22日（月）午後4時

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出方法

質問書（様式9）により、電子メールにて下記の電子メールアドレス宛に送信すること。なお、電子メールには下記の件名を記載することとし、送信後は、担当部局へ電話連絡すること。

電子メールアドレス k-seisaku@city.inabe.mie.jp

電子メール件名 【質問書】新斎場建設に係る事業者選定支援業務一質問者名

エ 回答日

令和8年6月25日（木）

オ 回答方法

いなべ市ホームページの入札契約情報に掲載し、閲覧に供することにより回答する。

<https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/1014748.html>

(5) 企画提案書の提出期限、提出場所、提出方法等

ア 提出期限

令和8年7月23日（木）午後4時

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出方法

本プロポーザル様式集の様式6から8までを持参又は簡易書留により郵送にて提出すること。

持参の場合は、休日を除く。

郵送の場合は、提出期限までに必着とする。また、発送前に担当部局へ電話連絡すること。

エ 提出部数

正本1部及び副本7部（写し可）

(6) 審査の実施日、実施場所及び審査方法

ア 実施日

令和8年7月29日（水）

詳細な時間等については、本プロポーザル参加者に連絡する。

イ 実施場所

いなべ市役所

ウ 審査方法

提出された企画提案書に基づいて、選定委員会によるプロポーザル審査を行う。

6 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 契約保証金 要

ただし、いなべ市契約規則（平成22年いなべ市規則第16号）第27条第1項各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えるとき、又は第28条第1項各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

(3) 契約書の作成の要否 要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ。

(5) 評価順位第1位の者を随意契約の相手方として、本業務の契約交渉を行う。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上であるときは、上記4(2)エ、オ、カの評価項目合計点が高い者と契約交渉を行うものとし、なおも同点となる場合は、くじ引きにより順位を決定する。

また、辞退その他の理由で契約を締結できない場合は、順次、次の評価順位の者を繰り上げて、その者と契約交渉を行うものとする。

(6) 本業務の契約金額は、金33,777,700円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

(7) 本プロポーザルに係る費用は、参加申込者の負担とする。

(8) 審査の結果、選定されなかった者に対しては、その旨を書面にて通知する。

- (9) 選定の決定に対する質疑は、受け付けない。
- (10) 参加申込者が1者の場合でも審査を行い、選定委員会の評価において、評価合計点が6割未満と採点された場合を除き、随意契約の相手方として、本業務の契約交渉を行う。
- (11) 本業務の契約者以外の企画提案書は返却する。
- (12) 契約締結者が提出した企画提案書は、いなべ市情報公開条例（平成15年いなべ市条例第8号）に基づく公開対象文書となる。
- (13) 企画提案書等の提出後において、企画提案書等に記載された内容の変更は認めない。
- (14) 契約の相手方として選定された者が、契約を締結するまでにいなべ市から入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (15) 本プロポーザルの詳細は、本プロポーザル仕様書及び本業務公募型プロポーザル実施要領によるものとする。